

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における特許の審査基準・審査マニュアル  
に関する調査研究報告書

平成 26 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

## 5. インド

### インドにおける特許関連法規

インドにおける特許関連法規は、以下の通り。

- ・ 1970 年特許法（2005 年改正）<sup>1</sup>
- ・ 2003 年特許規則（2014 年改正）<sup>2</sup>

#### 5. 1 インド特許庁で作成されている審査基準関連資料及びその概要

インド特許庁（Office of the Controller General of Patents, Designs & Trade Marks）において作成されている審査基準関連資料は、下記の通り。

- ① 特許庁実務及び手続マニュアル（MANUAL OF PATENT OFFICE PRACTICE AND PROCEDURE；以下、「実務手続マニュアル」）<sup>3</sup>  
2011 年 3 月 22 日版

概要：

本マニュアルは、インド特許庁における実務及び手続を体系化することを意図して編集され、実務家及びその他のインド特許制度の利用者に対する手続の指針として利用されることを意図したものである。<sup>4</sup>

---

<sup>1</sup> [http://www.ipindia.nic.in/ipr/patent/patent\\_Act\\_1970\\_28012013\\_book.pdf](http://www.ipindia.nic.in/ipr/patent/patent_Act_1970_28012013_book.pdf)

本項におけるインド特許法の条文の和訳は、特に記載がない限り、日本特許庁のウェブサイト「外国産業財産権制度情報」で公開されたものを使用した。

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/india/tokkyo.pdf>

（最終アクセス日：平成 26 年 2 月 17 日）

<sup>2</sup> [http://www.ipindia.nic.in/ipr/patent/patent\\_Rules\\_2003\\_280120\\_book.pdf](http://www.ipindia.nic.in/ipr/patent/patent_Rules_2003_280120_book.pdf)

（2013 年改正まで）

[http://www.ipindia.nic.in/iponew/patent\\_Amendment\\_Rules\\_2014.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/patent_Amendment_Rules_2014.pdf)（2014 年改正）

本項におけるインド特許規則の条文の和訳は、特に記載がない限り、日本特許庁のウェブサイト「外国産業財産権制度情報」で公開されたものを使用した。

[http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/india/tokkyo\\_kisoku.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/india/tokkyo_kisoku.pdf)

（最終アクセス日：平成 26 年 3 月 7 日）

<sup>3</sup> <http://www.ipindia.nic.in/ipr/patent/manual/main%20link.htm>（英語版）

[http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/201103\\_tokkyo\\_01.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/201103_tokkyo_01.pdf)（日本語版）

（最終アクセス日：平成 26 年 2 月 16 日）

<sup>4</sup> 実務手続マニュアル「Chapter I Introduction」第 1 パラグラフ

- ② 生物学特許出願の審査のためのガイドライン  
(GUIDELINES FOR EXAMINATION OF BIOTECHNOLOGY  
APPLICATIONS FOR PATENT ; 以下、「バイオ審査ガイドライン」)<sup>5</sup>  
2013年3月版

概要：

生物学発明の特許出願審査においては、当該発明の特許性に関する問題や当該分野特有の問題（道徳及び倫理面の問題など）があるため、当該分野の出願の審査は、出願人及びインド特許庁にとって挑戦的なものであり、上記理由から、当該分野の特許出願審査の画一性及び一貫性を確保するために、審査官及び長官に役に立つよう、本ガイドラインが作成された。<sup>6</sup>

- ③ 伝統的知識及び生物材料に関する特許出願の処理に関するガイドライン  
(GUIDELINES FOR PROCESSING OF PATENT APPLICATIONS  
RELATING TO TRADITIONAL KNOWLEDGE AND BIOLOGICAL  
MATERIAL ; 以下、伝統的知識ガイドライン)<sup>7</sup>  
2012年12月18日版

概要：

本ガイドラインは、インドが重要視しているインドの伝統的知識及び生物材料を元にした発明の特許出願に関する処理及び付与後の手続において審査官が払わなければならない注意及び義務についてまとめたものである。審査官及び長官は、本ガイドラインを厳格に順守する。<sup>8</sup>

### 5. 1. 1 審査基準関連資料の法的な位置付け及び法的拘束力

インドにおいて公開されている上記マニュアル及びガイドラインは、特許出願審査における審査官及び他の特許庁職員を指導し、特許出願審査に関する手続及び他の内容について説明することを意図しており、規則を構築するのではなく、したがって法的拘束力もない。<sup>9</sup>

---

<sup>5</sup> [http://www.ipindia.nic.in/whats\\_new/biotech\\_Guidelines\\_25March2013.pdf](http://www.ipindia.nic.in/whats_new/biotech_Guidelines_25March2013.pdf)（英語版）  
（最終アクセス日：平成26年2月16日）

<sup>6</sup> バイオ審査ガイドライン「1. Introduction」第4パラグラフ

<sup>7</sup> [http://www.ipindia.nic.in/iponew/TK\\_Guidelines\\_18December2012.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/TK_Guidelines_18December2012.pdf)（英語版）  
[http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/tradknowledge\\_draft\\_jp.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/tradknowledge_draft_jp.pdf)（日本語版）  
（最終アクセス日：平成26年2月17日）

<sup>8</sup> 伝統的知識ガイドライン、第6パラグラフ

<sup>9</sup> 知財庁アンケートの回答より

### ① 実務手続マニュアル

インドにおける特許出願を効率的に実行するための実務ガイドとみなされる。ただし、本マニュアルは規則を構成するものではなく、したがって法律のような効力を有しない。<sup>10</sup>

### ② バイオ審査ガイドライン

本ガイドラインは、規則を構築するものではなく、本ガイドラインと特許法及び特許規則との間に矛盾が生じた場合、特許法及び特許規則の規定が、本ガイドラインよりも優先される。<sup>11</sup>

### ③ 伝統的知識審査ガイドライン

前述したとおり、本ガイドラインも特許出願審査に関する手続及び他の内容について説明することを意図しており、規則を構築するのではなく、したがって法的拘束力もないが<sup>12</sup>、本ガイドラインの内容への厳格な順守が求められている。<sup>13</sup>

## 5. 1. 2 審査基準関連資料の作成及び改訂

### (1) 審査基準関連資料改訂の理由<sup>14</sup>

審査基準関連資料の改訂理由としては、次の理由が挙げられる。

- ・ 関係法令の変更
- ・ 判決及び審決による関係法令についての解釈の変更
- ・ 審査基準関連資料の内容の明確化が必要な場合

### (2) 審査基準関連資料の改訂の流れ<sup>15</sup>

インド特許庁における審査基準関連資料の作成及び改訂の方法については、正式な規範手続はないが、従来、インド特許庁が審査基準関連資料を作成した際の方法は、下記の通り。

---

<sup>10</sup> 実務手続マニュアル「Preface」第5パラグラフ

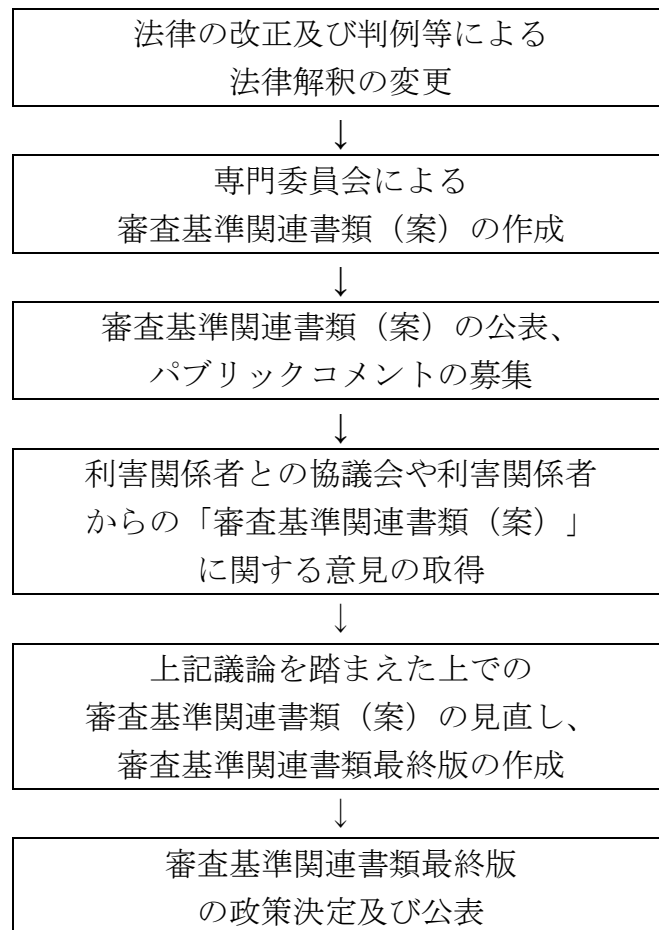
<sup>11</sup> バイオ審査ガイドライン「1. Introduction」第5パラグラフ

<sup>12</sup> 知財庁アンケートの回答より

<sup>13</sup> 伝統的知識ガイドライン、第6パラグラフ

<sup>14</sup> 知財庁アンケートの回答より

<sup>15</sup> 知財庁及び法律事務所アンケートの回答から得られた情報を元に作成した。



### 5. 1. 3 審査基準関連資料の改訂の頻度

インド特許庁が作成している審査基準関連資料の改訂は、法律の改正、判決及び審決による法律解釈の変更、並びに審査基準関連資料の内容の明確化を理由に行われるため、定期的に改訂が行われておらず、上記状況が発生した際に適宜実施される。<sup>16</sup>

- ① 実務手続マニュアル：不定期／最近の改訂時期：2011年3月22日
- ② バイオ審査ガイドライン：不定期／最近の改訂時期：2013年3月
- ③ 伝統的知識ガイドライン：不定期／最近の改訂時期：2012年12月18日

なお、上記以外の分野のガイドラインの作成が計画されている。<sup>17</sup> これまでに公表された上記以外のガイドラインとしては、下記のものがある。

<sup>16</sup> 知財庁アンケートの回答より

<sup>17</sup> 知財庁へのヒアリングにおいて「医薬品及び化学品に関する特許出願の処理に関するガイドライン」が準備中である旨の回答を得た。

④ コンピュータ関連発明（CRIs）の審査に関するガイドライン（案）<sup>18</sup>

⑤ 医薬分野の特許出願審査に関する審査ガイドライン（案）<sup>19</sup>

上記④に関しては、2013年にパブリックコメントの募集が行われた。⑤に関しては、2014年2月28日に公表され<sup>20</sup>、同日から3月21日までパブリックコメントの募集が行われている。<sup>21</sup>

## 5. 2 審査基準関連資料の内容について

インド特許庁が作成している審査基準関連資料において、下記の項目に関する該当箇所は、以下の通り。

### 5. 2. 1 発明（特許対象・非特許対象／特許事由・不特許事由）

「発明（特許対象・非特許対象／特許事由・不特許事由）」に関する内容は、実務手続マニュアルの「第2章 重要な定義」、「第3章 特許出願」及び「第8章 審査及び付与」で説明されている。

第2章 重要な定義

02.02 定義

02.02.03

第3章 特許出願

03.05 出願の処理

03.05.04 原子力に関する発明

第8章 審査及び付与

08.03 出願の審査

<sup>18</sup> [http://www.ipindia.nic.in/iponew/draft\\_Guidelines\\_CRIs\\_28June2013.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/draft_Guidelines_CRIs_28June2013.pdf)（英語版）  
[http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/draft\\_guidelines\\_cris\\_jp\\_201307.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/draft_guidelines_cris_jp_201307.pdf)（日本語版）  
（最終アクセス日：平成26年2月17日）

<sup>19</sup> [http://ipindia.nic.in/iponew/Guidelines\\_Pharma\\_PatentApplication\\_28February2014.pdf](http://ipindia.nic.in/iponew/Guidelines_Pharma_PatentApplication_28February2014.pdf)（英語版）（最終アクセス日：平成26年3月7日）

<sup>20</sup> [http://www.ipindia.nic.in/iponew/Guidelines\\_Pharma\\_PatentApplication\\_28February2014.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/Guidelines_Pharma_PatentApplication_28February2014.pdf)（最終アクセス日：平成26年3月7日）

<sup>21</sup> [http://www.ipindia.nic.in/iponew/publicNotice\\_PharmaGuidelines\\_28February2014.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/publicNotice_PharmaGuidelines_28February2014.pdf)（最終アクセス日：平成26年3月7日）

08.03.05 特許されない発明

- 08.03.05.01 取るに足りない発明、又は確立された自然法則に明らかに反する事項をクレームする発明
- 08.03.05.02 その主たる用途若しくはその意図された用途又は商業的实施が、公序良俗に反し、又は人、動物、植物の生命若しくは健康、又は環境に深刻な害悪を引き起こす発明
- 08.03.05.03 科学的原理の単なる発見、又は抽象的理論の形成、又は現存する生物若しくは非生物物質の発見
- 08.03.05.04 既知の物質について何らかの新規な形態の単なる発見であって当該物質の既知の効能の増大にならないもの、又は既知の物質の新規特性若しくは新規用途の単なる発見、既知の方法、機械、若しくは装置の単なる用途の単なる発見
- 08.03.05.05 物質の成分の諸性質についての集合という結果となるに過ぎない混合によって得られる物質、又は当該物質を製造する方法
- 08.03.05.06 既知の装置の単なる配置若しくは再配置又は複製であり、これを構成する各装置が既知の方法によって相互に独立して機能するもの
- 08.03.05.07 農業又は園芸についての方法
- 08.03.05.08 人の内科的、外科的、治療的、予防的、診断的、療法的若しくはその他の処置方法、又は動物の類似の処置方法であって、それら動物を疾病から自由にし又はそれらの経済的価値若しくはそれらの製品の経済的価値を増進させるもの
- 08.03.05.09 微生物以外の植物及び動物の全部又はそれらの一部。これには、種子、変種及び種、並びに植物及び動物の生産及び繁殖のための本質的に生物学的方法を含む。
- 08.03.05.10 数学的若しくは営業の方法、又はコンピュータ・プログラムそれ自体若しくはアルゴリズム
- 08.03.05.11 文学、演劇、音楽若しくは芸術作品、又は他の何らかの審美的創作物。これには、映画作品及びテレビ制作品を含む。
- 08.03.05.12 精神的行為をなすための単なる計画若しくは規則若しくは方法、又はゲームをするための方法
- 08.03.05.13 情報の提示

08.03.05.14 集積回路の回路配置

08.03.05.15 事実上、古来の知識である発明、又は古来知られた 1 若しくは 2 以上の部品の既知の特性の集合若しくは複製である発明

インド特許法では、第 2 条(1)(j)において「『発明』とは、進歩性があり、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいう。」と規定しており、実務手続マニュアルの 02.02 においても同様の内容が説明されている。

また、特許されない発明については、特許法第 3 条及び第 4 条において規定されているが、第 3 条において列挙されている各非特許対象については、08.03.05.01 から 08.03.05.15 において、具体的な事例を挙げるなどして、説明されている。

また、第 4 条に規定されている原子力に関する発明については、03.05.04 において説明されている。

## 5. 2. 2 産業上の利用可能性・有用性

「産業上の利用可能性・有用性」に関する内容は、実務手続マニュアルの「第 8 章 審査及び付与」の 08.03.04 で説明されている。

### 第 8 章 審査及び付与

#### 08.03 出願の審査

##### 08.03.04 産業上の利用性

特許法及び審査実務手続マニュアルにおいて対象となる「産業」に関する規定及び説明は見られない。

08.03.04 では、審査官が産業上の利用性を審査する際のポイントとして、「審査官は、クレーム発明がいずれかの産業において利用可能であるのか、又は工業的方法を用いて生産されたのか評価する。開示された発明がそれ自体明白な方法によって産業上利用できることが明細書に説明されている場合が典型例である。産業上の利用性はそれ自体明白であるのが普通である。」と説明している。

## 5. 2. 3 新規性

新規性に関する下記の項目については、実務手続マニュアルの「第 8 章 審査及び付与」の 08.03.01 及び 08.03.02 で説明されている。



## (1) クレームに係る発明の認定

### a) クレーム解釈の基本的な考え方

「クレーム解釈に関する基本的な考え方」は、「08.03.02 新規性」において説明されている。

第 8 章 審査及び付与  
08.03 出願の審査  
08.03.02 新規性

クレーム解釈の基本的な方法として、08.03.02のa)では「発明は先行技術において開示されていなければ新しい(新規である)。ここでの先行技術とは、完全明細書の提出日前に公衆に公表、提示又はその他の方法で開示されているものすべてを意味する。」と説明されている。

### b) 特有の表現で特定されたクレームに係る発明<sup>22</sup>

「特有の表現で特定されたクレームに係る発明」は、「08.03.02 新規性」において説明されている。

第 8 章 審査及び付与  
08.03 出願の審査  
08.03.02 新規性

08.03.02のg)では、先行技術の一般的な開示について「先行技術の一般的な開示は、必ずしも個別の開示の新規性を阻却するわけではない。たとえば金属製のばねは、銅製のばねの新規性を阻却しない。」と説明しており、同h)では、先行技術の個別の開示について「先行技術の個別の開示は一般的な開示の新規性を阻却する。たとえば銅製のばねは、金属製のばねの新規性を阻却する。」と説明している。

## (2) 先行技術の認定

### a) 先行技術の定義

「先行技術の定義」に関する内容は、「08.03.02 新規性」において説明されてい

<sup>22</sup> 機能、特性、性質、作用、物の用途を用いてその物を特定しようとする記載、製造方法で特定された製品等

る。

第 8 章 審査及び付与  
08.03 出願の審査  
08.03.02 新規性

08.03.02 の a) では、先行技術について「先行技術とは、完全明細書の提出日前に公衆に公表、提示又はその他の方法で開示されているものすべてを意味する。」と説明されている。

**b) 先行文献の基準日の認定**

「先行文献の基準日の認定」については、「08.03.01 先の公開及び先のクレームによる予測性調査」において説明されている。

第 8 章 審査及び付与  
08.03 出願の審査  
08.03.01 先の公開及び先のクレームによる予測性調査

08.03.01 の 2.において、「サーチは、完全明細書の提出日に関して行われる」と説明されており、当該出願の完全明細書の提出日が基準日となる。

**c) 引用発明の認定**

「引用発明の認定」については、「08.03.02 新規性」において説明されている。

第 8 章 審査及び付与  
08.03 出願の審査  
08.03.02 新規性

08.03.02 の c) において次のように説明されている。

「新規性を確認するとき、審査官は特に次の文献を考慮する：

- ・ 完全明細書の提出日前に公表されたもの。

- ・完全明細書の提出日前に行われたインド特許出願であって、完全明細書の提出日以降に公開され、同一主題をクレームしているもの。
- ・さらに審査官は、その出願日から1年以上前に、学会において公表された文献、又は政府が指定する公認の方法で展示された文献についても考慮することができる。」

### (3) 新規性の判断

#### a) 新規性の判断手法

「新規性の判断手法」については、「08.03.02 新規性」において説明されている。

第8章 審査及び付与  
08.03 出願の審査  
08.03.02 新規性

08.03.02 の a) の冒頭では、新規とみなされる発明について「先の公開、先の使用又は先の一般的知識によって予測されない場合、発明は新規とみなされる。」と説明されている。

また、同 d) において「審査対象である発明の特徴すべてが引用された先行技術の中に存在する場合、その先行技術は予測性を有するものとみなされる。」、f) において「先行技術文献の寄せ集めは、新規性の判断において用いられない。」というように、さらに新規性の判断手法について説明されている。

#### b) 特有の表現で特定されたクレームに係る発明に対する新規性の判断

「特有の表現で特定されたクレームに係る発明に対する新規性の判断」については、「08.03.02 新規性」において説明されている。

第8章 審査及び付与  
08.03 出願の審査  
08.03.02 新規性

上記「特有の表現で特定されたクレームに係る発明」において述べたように、08.03.02 の g) において先行技術に一般的な開示がされている場合について、また h) において先行技術に個別の開示がされている場合について説明されている。

#### (4) グレースピリオド

「グレースピリオド」については、「08.03.02 新規性」において説明されている。

第 8 章 審査及び付与  
08.03 出願の審査  
08.03.02 新規性

08.03.02 の i) では、特許法第 29 条から第 34 条に規定されている新規性喪失の例外規定が適用されるためには、出願人による証明の義務があることを説明している。

特許法第 29 条から第 34 条において規定されている、新規性喪失の例外とされる発明の出願前の公開となるのは、下記の通り。

- ① 先の公開による場合（特許法第 29 条）
- ② 政府への先の伝達による場合（特許法第 30 条）
- ③ 公共の展示等による場合（特許法第 31 条）
- ④ 公共の実施による場合（特許法第 32 条）
- ⑤ 仮明細書の後の実施及び公開による場合（特許法第 33 条）

#### 5. 2. 4 進歩性

進歩性に関する下記の項目については、実務手続マニュアルの「08.03.03 進歩性」において説明されている。

##### (1) 進歩性の判断に適用される基本的手法

「進歩性の判断に適用される基本的手法」については、「08.03.03.01 一般原則」及び「08.03.03.02 進歩性の判断」において説明されている。

第 8 章 審査及び付与  
08.03 出願の審査  
08.03.03 進歩性  
08.03.03.01 一般原則  
08.03.03.02 進歩性の判断

進歩性判断の一般原則について、「進歩性は、既存の知識と比較して技術的進歩を含む若しくは経済的意義 (economic significance) を有する、又はその両方を備えた

発明の特徴であり、その発明を当業者にとって自明としないものである。発明は、それが1つ又は複数の進歩性を含む場合に限り特許可能である。特許性の判断に関して、審査官は最初にクレーム発明の新規性について検証し、それからクレーム発明が1つ又は複数の進歩性を含むのか否かについての検証に進む。」と説明されている。

なお、上記にあるように、インドにおける特許の進歩性の判断においては、経済的意義がその判断基準の一つとして規定されていることが特徴である。<sup>23</sup>

また、08.03.03.02 の a) では、進歩性の判断について「進歩性の判断では、調査段階で明らかになった先行技術すべて又はそのいずれかについて、その先行技術がクレーム発明を開示しているのか否かを検証し、その検証に依拠する。」と説明されている。

さらに、08.03.03.02 の d) では、進歩性の判断における発明の解釈について「発明全体を考慮する。すなわち、単に、分離して取り出したクレームの個別部分が公知である又は自明と思われるという理由のみによって、クレーム発明が自明であるという結論を引き出すのは不十分である。」と説明している。

## (2) 先行技術とクレームとの相違点の判断基準

「先行技術とクレームとの相違点の判断基準」の下記の各項目については、「08.03.03.02 進歩性の判断」において説明されている。

第8章 審査及び付与  
08.03 出願の審査  
08.03.03 進歩性  
08.03.03.02 進歩性の判断

### a) 先行技術の組合せ

「先行技術の組合せ」については、「08.03.03.02 進歩性の判断」の f) において「発明の自明性判断に関して、先行技術の組合せは、その先行技術が実施可能であれば引用することができる。」と説明されている。

<sup>23</sup> 知財庁へのヒアリングでは、「経済的意義について実務手続マニュアルには説明がないが、審査官はどのように判断しているか」との質問に対して、「この経済的意義については、何も新しい基準ではなく、以前から用いていた基準である。例えば、製造方法の発明において、従来3工程で製造していたものを2工程で製造できたとする。その結果製造コストの大きな低減の効果があつたとする、そのときには、技術的な進歩もあつたわけだが、経済的な意義あつたわけである。そのような場合に、どの程度のコスト低減の効果があつたのかを考慮するものである。」

インドでは技術的な面と経済的な面を両方考慮し、両方があればよいが、どちらか一つでもよい。進歩性の判断において、当該発明が技術的な観点ではボーダーライン上にある場合、経済的な意義を考慮することとなる。しかし、上記判断が常にボーダーライン上にあるわけではない。」との説明があつた。

## b) 共通の一般的知識の問題

「共通の一般的知識の問題」については、直接的な言及はないが「08.03.03.02 進歩性の判断」の b) において「完全明細書の提出日に存在していた公表物は先行技術とみなされるであろう。」と説明されているように、完全明細書の提出日前に公開されていたものは、進歩性の判断における先行技術であるとされている。

## c) クレームに記載された発明の効果の取扱い

「クレームに記載された発明の効果の取扱い」については、「08.03.03.02 進歩性の判断」の d) 及び g) において説明されている。

d) では、単に事前の予測を証明しただけの発明について「発明が、単に事前の予測を証明しただけであり、技術的進歩又は経済的意義に対して実質的に何も技術的な追加がなければ、進歩性が欠如している。」と説明されている。

また、g) では、先行技術の利用を基礎とする予測可能な発明について「先行技術の利用を基礎として発明が予測可能であり、単に当業者による研究会レベルでの改良だけが要求される場合には、進歩性が欠如している。」と説明されている。

## 5. 2. 5 拡大先願・先願

拡大先願・先願に関する内容は、実務手続マニュアルの「08.03.02 新規性」において説明されている。

第 8 章 審査及び付与  
08.03 出願の審査  
08.03.02 新規性

08.03.02のc) において、新規性を確定する上で審査官が考慮する出願として下記が挙げられている。

- ・完全明細書の提出日前に出願されていたインド特許出願であって、完全明細書の提出日後に公開されたもの。ただし、同一の主題がクレームされている場合。

また、同 b) では、出願の抵触について「新規性の判断に関して、後願の完全明細書提出日前にインド特許庁に行われた特許出願であって、その完全明細書提出日後に公開されたものは、先のクレームとして考慮される。」と説明されている。

## 5. 2. 6 記載要件

記載要件に関する下記の項目については、実務手続マニュアルの「第5章 仮明細書及び完全明細書」において説明されている。

### (1) クレームの記載要件

#### a) サポート要件

クレームのサポート要件については、「05.03.13 クレーム」において説明されている。

第5章 仮明細書及び完全明細書  
05.03 完全明細書  
05.03.13 クレーム

05.03.13 の b) では、「クレームは明瞭かつ簡潔であり、明細書に開示されている事項を適正に基礎とする。」と説明されている。

#### b) 明確性の要件

クレームの明確性の要件については、「05.03.13 発明の単一性及びクレームの明確性」において説明されている。

第5章 仮明細書及び完全明細書  
05.03 完全明細書  
05.03.13 発明の単一性及びクレームの明確性

クレームの明確性について、05.03.13 の b) では「クレームは明瞭かつ簡潔であり、明細書に開示されている事項を適正に基礎とする。」と説明されている。

#### c) その他の要件

クレームの記載要件に関するその他の要件について、「05.03.14 クレームの意義」、「05.03.15 クレームの範囲」及び「05.03.16 クレームの構造」において説明されている。

第 5 章 仮明細書及び完全明細書

05.03 完全明細書

05.03.14 クレームの意義

05.03.15 クレームの範囲

05.03.16 クレームの構造

05.03.14 の a) では、クレームについて「クレームは、保護を求める発明の範囲を定義する法的な文言で表現された、技術的事実の陳述書である。完全明細書に記載された事項については、それがクレームにおいて記載されていない限り、排他性が認められない。」と説明している。

また、05.03.15 の a) では、クレームの範囲について「クレームは、出願人による実際の発明を超えるものまで包含するような、過度に広範なものであってはならない。過度に広範なクレームは、公有財産である主題又は他人に属する主題を侵害するおそれがある。」と説明されている。

さらに、05.03.16 において、クレームにおける文言及びクレームの 3 部構成等、クレームの記載方法について説明されている。

(2) 明細書の記載要件

a) 実施可能要件

実施可能要件については、「05.03 完全明細書」の 05.03.01 及び 05.03.11 で説明されている。

第 5 章 仮明細書及び完全明細書

05.03 完全明細書

05.03.01 完全明細書

05.03.11 最適な方法 (ベストメソッド)

05.03 では「完全明細書は、発明を完全かつ具体的に記載し、その発明を実施する最適な方法を開示する、法的な技術文献である。」と説明されており、また 05.03.01 の b) では、「いずれの完全明細書も、発明について保護を求める資格を有する出願人が知っている、その発明を実施する最適な方法を開示しなければならない。」と説明されており、明細書において当業者が発明を理解するための最適な方法を開示することが求められている。



また、05.03.11 では、最適な方法について「法律では、発明を実施するために出願人が知っている最適な方法を、完全明細書で開示しなければならないと特に要求しており、これには完全明細書の提出日前の仮保護期間中に知り得たものを含む。」と説明されている。

## b) その他の要件

実施可能要件以外の明細書のその他の要件については、「05.03 完全明細書」における上記以外の箇所で説明されている。

### 第 5 章 仮明細書及び完全明細書

#### 05.03 完全明細書

- 05.03.01 完全明細書
- 05.03.02 国内段階出願
- 05.03.03 発明の名称
- 05.03.04 発明の分野及び発明の使用
- 05.03.05 先行技術及び解決される課題
- 05.03.06 発明の目的
- 05.03.07 発明の概要
- 05.03.08 発明の詳細な説明
- 05.03.09 図面
- 05.03.10 要約

05.03.08 の a) では、発明の説明について「発明の詳細な説明は、発明の全体像を示すよう十分に詳細に提示することが要求され、発明の要約の後に続ける。先行技術に関してなされた改良又は変更の性質を、明確かつ十分に記載すべきである。発明の詳細な説明の内容は、当業者が発明を実施できる程度まで十分に記載すべきである。当該説明には、発明の性質を明確に記載及び確認する目的で、実施例／図面、又はその両方を含むことができる。特に化学関連発明の場合には、実施例が説明に含まれなければならない。」と説明されている。

## 5. 2. 7 情報開示義務

情報開示義務については、実務手続マニュアルにおいて言及されていないが、特許法 8 条において下記のように規定されている。

「インド特許法 第8条 外国出願に関する情報及び誓約書

(1) 本法に基づく特許出願人がインド以外の如何なる国においても、同一若しくは実質的に同一の発明について単独で若しくは他の何人かと共同で特許出願を行っている場合、又は自己の知る限りにおいて当該出願が、何人かを通じて若しくはその者から権原を取得した何人かによって行われている場合は、当該出願人は、自己の出願と共に、又はその後長官が許可することがある所定の期間内に、次に掲げるものを提出しなければならない。

(a) 当該出願の詳細を記載した陳述書、及び

(b) 前号にいう陳述書の提出後所定の期間内にインド以外の何れかの国にした同一又は実質的に同一の発明に係る他の各出願（ある場合）について、インドにおける特許付与日まで、前号に基づいて必要とされる詳細を書面で随時長官に通知し続ける旨の誓約書

(2) インドにおける特許出願後であって、それについての特許付与又は特許付与拒絶まではいつでも、長官は、インド以外の国における出願の処理に関する所定の明細を提出することを出願人に要求することもでき、その場合、出願人は、自己に入手可能な情報を所定の期間内に長官に提出しなければならない。」

## 5. 2. 8 補正

補正に関する内容は、実務手続マニュアルの特定の箇所において説明されておらず、上記マニュアルの様々な個所において説明されている。<sup>24</sup>

特に、特許法第57条及び第59条に基づく特許出願の訂正については、実務手続マニュアルの「17.08 明確な誤記などの訂正に関する長官の権限」において説明されており、一方、長官に対する特許付与後の補正については、「10.06 特許付与後の補正」において説明されている。

第10章 仮明細書及び完全明細書

10.06 特許付与後の補正

第17章 長官の通常の特許権

17.08 明白な誤記などの訂正に関する長官の権限

## 5. 2. 9 単一性

単一性に関する内容は、「05.03.13 発明の単一性及びクレームの明確性」及び

<sup>24</sup> 知財庁アンケート回答より

「08.03.07 単一性」において説明されている。

第5章 仮明細書及び完全明細書

05.03 完全明細書

05.03.13 発明の単一性及びクレームの明確性

第8章 審査及び付与

08.03 出願の審査

08.03.07 単一性

発明の単一性について、05.03.13のa)では「1件の完全明細書における（1つ又は複数の）クレームは、単一の発明、又は単一の発明概念を構成するよう連関する1グループの発明に関連させる。」と説明されている。

発明の単一性に関する審査については、08.03.07のb)において「1グループの発明が単一の発明概念を構成するよう連関しているのか否かの判断では、その発明が別の複数クレームによってクレームされているのか、それとも単一クレーム内で選択肢としてクレームされているのかについては参酌しない。」と説明されている。

## 5. 2. 10 審査・先行技術調査の進め方

先行技術調査の進め方に関しては、実務手続マニュアルの「08.03.01 先の公開及び先のクレームによる予測性調査」において説明されている。

第8章 審査及び付与

08.03 出願の審査

08.03.01 先の公開及び先のクレームによる予測性調査

実体審査手続については、「08.03 出願の審査」において説明されている。

第8章 審査及び付与

08.03 出願の審査

08.03.02 新規性

08.03.03 進歩性

- 08.03.03.01 一般原則
- 08.03.03.02 進歩性の判断
- 08.03.04 産業上の利用性
- 08.03.05 特許されない発明
- 08.03.06 開示の十分性
- 08.03.07 発明の単一性
- 08.03.08 審査官報告

## 5. 2. 1 1 優先審査／早期審査<sup>25</sup>

インド特許法には、早期審査について明示した規定はない。

なお、特許出願は、優先日から 18 か月後に公開され、その後、審査請求が行われた順番で審査が行われる。上記 18 か月の期間の満了前に公開するために、早期公開請求を行うことができる（特許法第 11A 条(2)）。

## 5. 2. 1 2 優先権

優先権に関する内容は、実務手続マニュアルの「05.04 クレームの優先権」及び「07.01 条約出願」において説明されている。

### 第 5 章 仮明細書及び完全明細書

#### 05.04 クレームの優先権

- 05.04.01 原則
- 05.04.02 分割出願
- 05.04.03 条約出願
- 05.04.04 クレームの優先日の効果

### 第 7 章 条約出願、国際出願及び国内段階出願

#### 07.01 条約出願

- 07.01.01 パリ条約及び WTO 協定
- 07.01.02 条約国
- 07.01.03 条約出願
- 07.01.04 提出すべき書類
- 07.01.05 複数優先
- 07.01.06 その他の条件

<sup>25</sup> 知財庁アンケートの回答より

クレームの優先日について、05.04 では「完全明細書の各クレームは優先日を有する。出願に添付して完全明細書を提出する場合には、クレームが明細書に開示されている事項を適正に基礎としていることを条件として、明細書のクレームの優先日が出願日となる。」と説明されている。

インドにおいては、特許法第 11 条(2)<sup>26</sup>において規定されているように、仮明細書に従って提出された完全明細書については、仮明細書の提出日が完全明細書のクレームの優先日として認められる。クレームの優先日に関する説明は、05.04 及び 05.04.01 においてなされている。

また、条約出願については、07.01 において説明されている。

国内優先については、05.04.01 の f) において「インドにおいて行われた先の出願を基礎とする完全明細書が、その先の出願日から 12 か月以内に提出され、クレームが先の出願に開示されていた事項を適正に基礎としている場合、そのクレームの優先日は、その事項を最初に開示した先の出願の出願日とする。」と説明されている。

## 5. 2. 1 3 特殊出願（分割出願等）

### （1）分割出願

分割出願に関する内容は、実務手続マニュアルの「第 6 章 分割出願及び追加特許」の 06.01 において説明されている。

#### 第 6 章 分割出願及び追加特許

##### 06.01 分割出願

##### 06.01.01 一般原則

##### 06.01.02 内容

##### 06.01.03 優先権

##### 06.01.04 適切な官庁

##### 06.01.05 分割に関する言及

##### 06.01.06 手数料

### （2）その他

実務手続マニュアルの「第 6 章 分割出願及び追加特許」では、インド特許法第

<sup>26</sup> インド特許法第 11 条

(2) 完全明細書が次に掲げるもの、すなわち、

(a) 仮明細書、又は

(b) 第 9 条(3)に基づく指示によって仮明細書として取り扱われる明細書、

を添付した単一出願について提出され、かつ、そのクレームが(a)又は(b)にいう明細書中に開示された事項を適正に基礎とするときは、当該クレームの優先日は、関係明細書の提出日とする。

54 条から第 56 条において規定されている追加特許<sup>27</sup>について説明されている。

## 第 6 章 分割出願及び追加特許

### 06.02 追加特許

#### 06.02.01 原則

#### 06.02.02 新規性及び進歩性

#### 06.02.03 追加特許に関する言及

## 5. 2. 1 4 存続期間延長

インドにおいて特許権存続期間の延長制度はない。

## 5. 2. 1 5 特定技術分野

特定の技術分野に関するインドにおける審査基準関連資料は、下記の通り。

### (1) コンピュータ・ソフトウェア関連発明

コンピュータ・ソフトウェア関連発明に関する審査基準関連資料は、現在のところ存在していないが、2013 年 6 月に「コンピュータ関連発明（CRIs）の審査に関するガイドライン（案）<sup>28</sup>」が公開され、パブリックコメントの募集が行われた。

下記は、公表された上記ガイドライン（案）の内容である。

### コンピュータ関連発明（CRIs）の審査に関するガイドライン（案）

#### 1. はじめに

#### 2. 沿革（法律改正）

#### 3. 用語／定義

##### 3.1 コンピュータ

##### 3.2 コンピュータ・ネットワーク

<sup>27</sup> インド特許法 第 54 条 追加特許

(1) 本条の規定に従うことを条件として、特許出願のために提出された完全明細書に記載若しくは開示された発明（本法では以下「主発明」という。）の改良又は変更に係る特許出願がされ、かつ、その出願人がまた当該主発明の特許出願もするか若しくはしたか、又はそれに係る特許権者でもある場合において、当該出願人がその旨を請求するときは、長官は、当該改良又は変更についての特許を追加特許として付与することができる。

<sup>28</sup> [http://www.ipindia.nic.in/iponew/draft\\_Guidelines\\_CRIs\\_28June2013.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/draft_Guidelines_CRIs_28June2013.pdf)

（最終アクセス日：平成 26 年 2 月 20 日）

- 3.3 コンピュータ・システム
- 3.4 コンピュータ関連発明
- 3.5 データ
- 3.6 情報
- 3.7 アルゴリズム
- 3.8 機能
- 3.9 ソフトウェア
- 3.10 コンピュータ・プログラム
- 3.11 それ自体
- 3.12 ファームウェア
- 3.13 ハードウェア
- 3.14 埋込式システム
- 3.15 技術的效果
- 3.16 技術的進歩
- 3.17 数学的方法
- 3.18 ビジネス方法
- 3.19 文学、演劇、音楽若しくは芸術作品、又は他の何らかの審美的創作物であつて、映画作品及びテレビ制作品を含むもの
- 3.20 精神的行為をなすための単なる計画若しくは規則若しくは方法、又はゲームをするための方法
- 3.21 情報の提示
- 4. コンピュータ関連発明についてのクレームの各種カテゴリー
  - 4.1 方法／工程
  - 4.2 装置／システム
  - 4.3 コンピュータ・プログラム製品
- 5. 審査手続
  - 5.1 新規性
  - 5.2 進歩性
  - 5.3 産業上の利用性
  - 5.4 コンピュータ関連発明について除外される主題の判断
- 6. 方式及び実体
- 7. ミーンズ・プラス・ファンクション形式
- 8. 生物情報学／生物工学分野におけるコンピュータ関連発明
- 9. コンピュータ関連発明の審査手続を示すフローチャート
- 10. まとめ

## (2) 化学関連発明

化学関連発明に関する審査基準関連資料は、存在しない。なお、現在、「化学品に関する特許出願の処理に関するガイドライン」が準備中である。<sup>29</sup>

## (3) 医薬品関連発明

医薬品関連発明に関する審査基準関連資料は、存在しない。なお、2014年2月28日に「医薬分野の特許出願審査に関する審査ガイドライン(案)」が公表され<sup>30</sup>、3月21日までパブリックコメントの募集が行われている。<sup>31</sup>

## (4) 生物学関連発明

生物学関連発明に関しては、「生物学特許出願の審査のためのガイドライン<sup>32</sup>」が存在する。本審査ガイドラインの内容は、下記の通り。

### 生物学特許出願の審査のためのガイドライン

1. はじめに
2. インドにおける生物学特許の略歴
3. 生物学的多様性に関する問題
4. 対象となる規定
5. 生物学発明のクレーム
6. 先行技術調査
7. 新規性
  - 7.1 プロダクト・バイ・プロセス・クレーム
  - 7.2 配列クレーム
  - 7.3 コンビネーション/化合物クレーム
8. 進歩性
9. 産業上の利用性
  - 9.1 フラグメント/発現配列タグ
10. 第3条(B): 倫理に反する、又は人、動物、植物の生命若しくは健康、又は環境に深刻な害悪を引き起こす発明

<sup>29</sup> 知財庁へのヒアリングの回答より

<sup>30</sup>

[http://www.ipindia.nic.in/iponew/Guidelines\\_Pharma\\_PatentApplication\\_28February2014.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/Guidelines_Pharma_PatentApplication_28February2014.pdf) (最終アクセス日:平成26年3月7日)

<sup>31</sup>

[http://www.ipindia.nic.in/iponew/publicNotice\\_PharmaGuidelines\\_28February2014.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/publicNotice_PharmaGuidelines_28February2014.pdf) (最終アクセス日:平成26年3月7日)

<sup>32</sup> [http://www.ipindia.nic.in/whats\\_new/biotech\\_Guidelines\\_25March2013.pdf](http://www.ipindia.nic.in/whats_new/biotech_Guidelines_25March2013.pdf) (最終アクセス日:平成26年2月17日)



11. 第3条(C)：科学的原理、又は抽象的理論、又は現存する生物若しくは非生物物質の発見
12. 第3条(D)：既知の物質について何らかの新規な形態の単なる発見であって当該物質の既知の効能の増大にならないもの
13. 第3条(E)：諸性質の集合という結果となるに過ぎない単なる混合物、又は当該単なる混合物を製造する方法
14. 第3条(H)：農業及び園芸についての方法
15. 第3条(I)：処置方法
16. 第3条(J)：特許可能な主題とならない植物及び動物の全部又はそれらの一部、種子、変種及び種であって微生物学的方法を除くもの、並びに本質的に生物学的方法
17. 第3条(K)：数学的若しくは営業の方法、又はコンピュータ・プログラムそれ自体若しくはアルゴリズム
18. 第3条(P)：伝統的知識に関する発明
19. 十分な開示、クレームの明瞭性及びサポート、並びに発明の単一性
  - 19.1 発明の単一性
20. 生物材料の寄託
21. 多様性に関する問題

#### (5) その他の特定技術分野

上記分野以外に関する審査基準関連資料としては、「伝統的知識及び生物材料に関する特許出願の処理に関するガイドライン<sup>33</sup>」がある。本審査ガイドラインの内容は、下記の通り。

伝統的知識及び生物材料に関する特許出願の処理に関する  
ガイドライン

スクリーニング

業務の分担

審査

新規性及び進歩性の評価

NBA（国家生物多様性総局）の許可

伝統的知識関連の特許出願リストの公開

<sup>33</sup> [http://www.ipindia.nic.in/iponew/TK\\_Guidelines\\_18December2012.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/TK_Guidelines_18December2012.pdf)  
(最終アクセス日：平成26年2月17日)

## 5. 2. 16 国際出願 (PCT 出願)

国際出願(PCT 出願)に関する内容は、「07.02 PCT に基づく国際出願」及び「07.03 PCT 国内段階出願」で説明されている。

### 第7章 条約出願、国際出願及び国内段階出願

#### 07.02 PCT に基づく国際出願

- 07.02.01 インド出願人による国際出願
- 07.02.02 受理官庁としてのインド特許庁
- 07.02.03 PCT 国際出願の要件
- 07.02.04 受理官庁としてのインド特許庁の役割
- 07.02.05 PCT 手数料 (適宜変更される可能性有)
- 07.02.06 国際調査
- 07.02.07 国際出願の取下げ
- 07.02.08 国際予備審査

#### 07.03 PCT 国内段階出願

- 07.03.01 一般
- 07.03.02 インドへの国内段階移行の基本要件

インド特許庁は2013年10月15日より国際調査／国際予備審査機関として運用を開始しているが<sup>34</sup>、実務手続マニュアルは2011年3月22日に策定されたものであるため、国際調査／国際予備審査機関としてのインド特許庁における詳細な運用指針は、まだ作成されていない。07.02.06には「2007年9月～10月開催のWIPO総会において、インド特許庁は国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として承認された。」と記載されている。

<sup>34</sup> [http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/news\\_20131017.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/news_20131017.pdf)  
(最終アクセス日：平成26年2月20日)

平成 26 年 3 月

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における特許の審査基準・審査マニュアル  
に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>